

第 3 部 食品ロス削減推進計画

第3部 食品ロス削減推進計画	89
第1章 計画策定の趣旨	89
1. 背景と目的	89
2. 食品ロスとは	90
3. 対象とする食品ロス	90
第2章 食品ロスの現状	91
1. 食品ロス発生状況	91
第3章 食品ロス削減に関するアンケート調査結果	93
1. 食品ロスの発生頻度	93
2. 食ロス削減の取組	93
第4章 食品ロスの課題	94
1. 家庭系食品ロス	94
2. 事業系食品ロス	94
第5章 食品ロス削減推進計画	95
1. 基本理念	95
2. 食品ロス削減推進のための関連法令、計画	95
3. 国の関連計画	96
4. 大分県の関連計画	96
5. 数値目標	97
6. 施策の方向性	98
7. 各主体の役割	102

第3部 食品ロス削減推進計画

第1章 計画策定の趣旨

1. 背景と目的

我が国では、まだ食べることができる食品が、生産、製造、販売、消費等の各段階において日常的に廃棄され、大量の食品ロスが発生している。食品ロス発生量の推移を図3-1-1に示す。令和4（2022）年度では、全国で472万+の食品ロスが発生している。

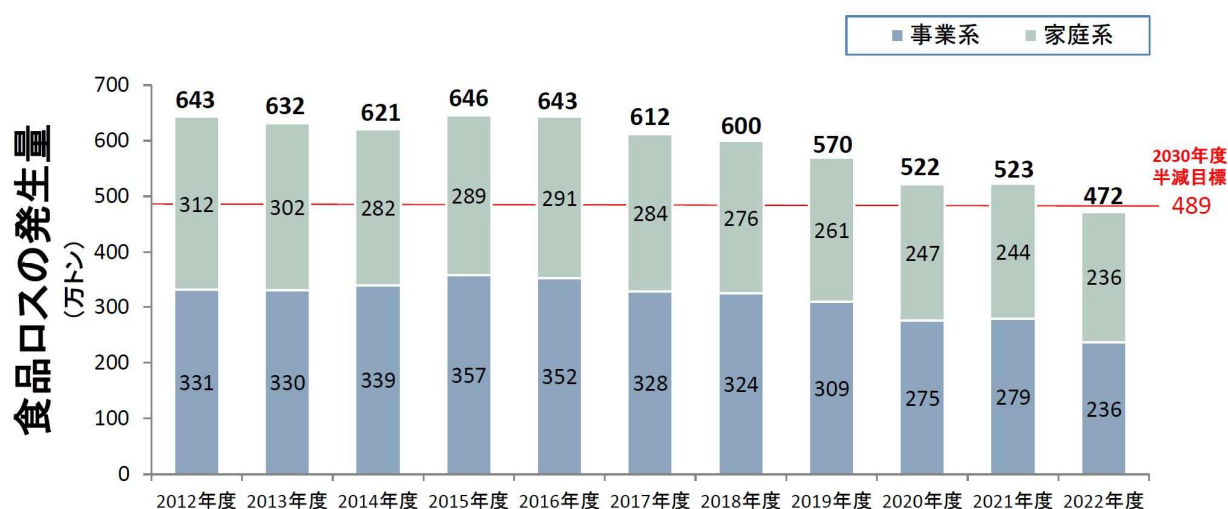
食品ロスに関しては、平成27（2015）年9月に国際連合で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」で定められている「持続可能な開発目標」（SDGs）の1つに「持続可能な生産消費形態を確保する」ことが掲げられ、「2030年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食料の損失を減少させる」ことがターゲットとなるなど、食品ロス削減は、国際的にも重要な課題となっている。

国内では、「食品リサイクル法に基づく基本方針」（令和元（2019）年7月公表）において、家庭系及び事業系の食品ロスを令和12（2030）年度までに平成12（2000）年度比で半減するとの目標が定められている。なお、令和4（2022）年度時点で半減目標は達成できているが、中長期的な推移の注視が必要とされている。

また、食品ロス削減推進法に基づき令和2（2020）年3月に閣議決定された「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」では、地域における食品ロスの削減の取組を推進していくために、市町村は食品ロス削減推進計画を策定することが求められている。

大分県では、令和3（2021）年3月に大分県食品ロス削減推進計画を策定し、食品ロスの発生抑制に資する施策や取組を定めている。

このような流れを受け、本市においても食品ロス削減の取組を総合的かつ計画的に進めるために、食品ロス削減推進計画を策定する。



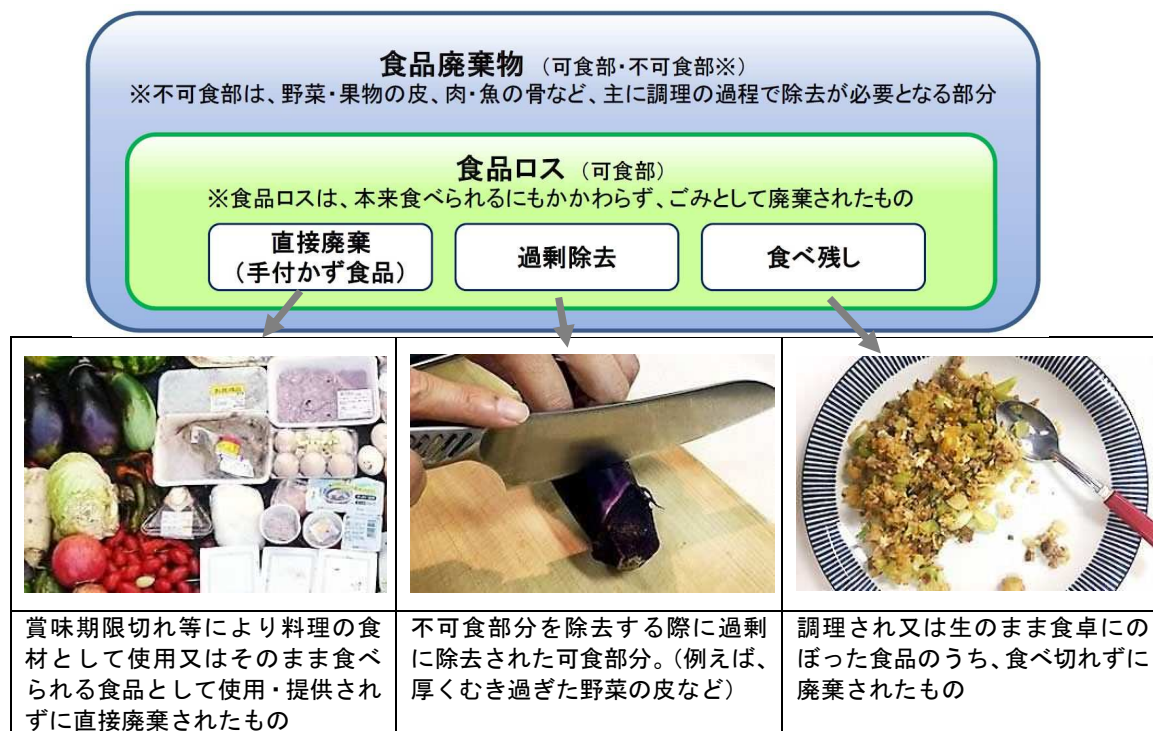
※2030年度までに2000年度比の半減、すなわち489万トンとする目標が定められている。

資料：我が国の食品ロスの発生量の推移等（環境省）を基に作成

図3-1-1 食品ロス発生量の推移

2. 食品ロスとは

食品ロスとは、食品廃棄物から不可食部（＝「調理くず」（野菜・果物の皮、肉・魚の骨など））を除いた、本来食べられるにもかかわらず捨てられる食品のことであり、発生要因ごとに「直接廃棄（手付かず食品）」「過剰除去」「食べ残し」の3つに分類される。食品ロスの対象を図3-1-2に示す。



※「過剰除去」も概念上食品ロスに含まれるが、過剰であるかの判断が主観に依るところが大きいため、調理くずに含める場合もある。

資料：家庭系食品ロスの発生状況の把握のためのごみ袋開袋調査手順書（令和元年5月版）（環境省）

図3-1-2 食品ロスの対象

3. 対象とする食品ロス

食品ロスには、家庭から生じる食品ロスと事業活動から生じる食品ロスがある。このうち、事業活動から生じる食品ロスは、主に食品製造業、食品卸売業、食品小売業、外食産業（飲食店宿泊業・飲食店、宿泊施設等）の食品関連事業者から発生し、「事業系一般廃棄物に区分される食品ロス」とこれ以外の食品製造等の特定の事業活動に伴う「産業廃棄物に区分される食品ロス」がある。このうち、食品製造業から発生する食品ロスは、主に動植物性残さであり、産業廃棄物に該当することが想定される。

本計画の適用範囲は、図3-1-2に記載のとおり、「一般廃棄物」を対象とすることから、本市の食品ロス削減推進計画において対象とする食品ロスは、「家庭から生じる食品ロス（家庭系食品ロス）」と「事業系一般廃棄物に区分される食品ロス（事業系一般廃棄物食品ロス）」とする。

第2章 食品ロスの現状

1. 食品ロス発生状況

(1) 家庭系食品ロス量

家庭系食品ロス量は、国及び大分県による推計方法を踏まえつつ、生ごみの分別収集を実施している本市の現状を鑑み、以下のとおり本市独自の推計方法で推計を行った。

【推計式】

家庭系食品ロス量

＝家庭系食品廃棄物発生量×家庭系食品廃棄物に占める食品ロスの平均割合

＝ {バイオマス資源化センターへの家庭系生ごみ搬入量
＋（清掃センターへの家庭系可燃ごみ搬入量×厨芥類の組成割合）}
×家庭系食品廃棄物に占める食品ロスの平均割合

本市の家庭系食品ロス量の推計結果を表 3-2-1、図 3-2-1 に示す。家庭系食品ロス量、1人1日当たりの家庭系食品ロス量ともに、生活系ごみ収集量の減少に伴い、年々減少傾向にある。令和4年度の家庭系食品ロス量は595t/年、1人1日当たりの家庭系食品ロス量は26g/人・日と推計された。

表 3-2-1 家庭系食品ロス量の推計結果

項目 \ 年度		H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
人口	人	69,584	68,588	67,792	67,008	65,962	65,015	64,112	63,159	62,232
バイオマス資源化センターへ搬入される家庭系生ごみ搬入量	t/年	2,277	2,062	1,005	1,750	1,688	1,753	308	1,407	1,427
清掃センターへの家庭系可燃ごみ搬入量	t/年	8,088	8,439	9,082	8,157	8,194	8,369	10,275	8,559	8,177
厨芥類の組成割合	%	5.6%	9.9%	10.5%	11.7%	11.5%	6.4%	23.1%	7.9%	4.6%
食品廃棄物に占める食品ロスの平均割合	%	34.0%	34.1%	35.6%	34.9%	35.2%	33.5%	32.4%	33.2%	33.0%
家庭系食品廃棄物発生量	t/年	2,730	2,897	1,959	2,704	2,630	2,289	2,682	2,083	1,803
家庭系食品ロス量	t/年	928	988	697	944	926	767	869	692	595
1人1日当たりの家庭系食品ロス量	g/人・日	37	39	28	39	38	32	37	30	26

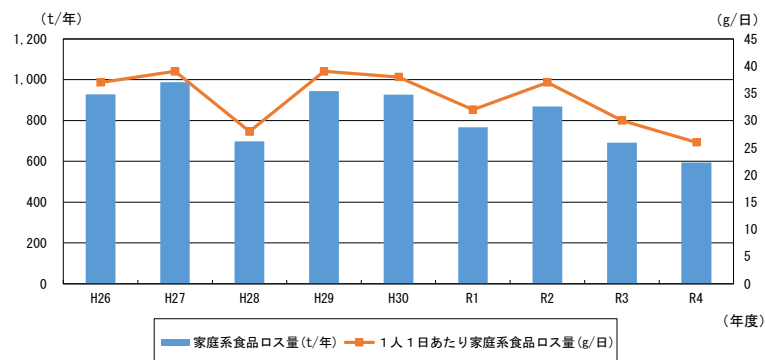


図 3-2-1 家庭系食品ロス量の推計結果

(2) 事業系一般廃棄物食品ロス量

本市の事業系一般廃棄物食品ロス量は、家庭系食品ロス量と同様に、国及び大分県による推計方法を踏まえつつ、生ごみの分別収集を実施している本市の現状を鑑み、以下のとおり本市独自の推計方法で推計を行った。

【推計式】

事業系一般廃棄物食品ロス量

＝事業系食品廃棄物発生量×事業系食品廃棄物に占める食品ロスの平均割合

＝ {バイオマス資源化センターへの事業系生ごみ搬入量

＋(清掃センターへの事業系可燃ごみ搬入量×厨芥類の組成割合)}

×事業系食品廃棄物に占める食品ロスの平均割合

本市の事業系一般廃棄物食品ロス量の推計結果を表 3-2-2、図 3-2-2 に示す。事業系一般廃棄物食品ロス量は、年々減少傾向にあり、令和 4 年度の事業系一般廃棄物食品ロス量は 462t/年と推計された。

表 3-2-2 事業系一般廃棄物食品ロス量の推計結果

項目	年度	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
バイオマス資源化センターへの事業系生ごみ搬入量	t/年	2,229	2,025	1,014	1,838	1,798	1,810	271	1,339	1,279
清掃センターへの事業系可燃ごみ搬入量	t/年	7,176	7,869	8,648	7,230	7,666	7,523	9,036	6,822	6,854
厨芥類の組成割合	t/年	5.6%	9.9%	10.5%	11.7%	11.5%	6.4%	23.1%	7.9%	4.6%
食品廃棄物に占める食品ロスの平均割合	%	67.4%	62.6%	57.8%	53.0%	48.2%	43.4%	38.6%	33.8%	29.0%
事業系食品廃棄物発生量	t/年	2,631	2,804	1,922	2,684	2,680	2,291	2,358	1,878	1,594
事業系一般廃棄物食品ロス量	t/年	1,773	1,755	1,111	1,423	1,292	994	910	635	462

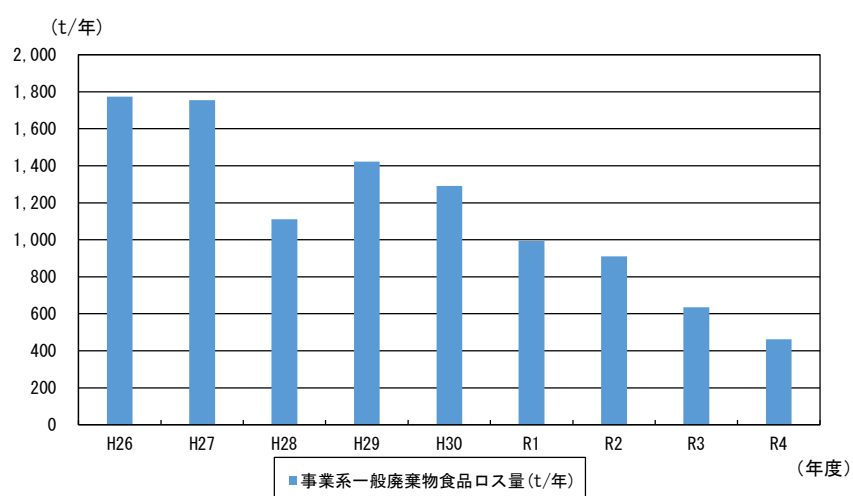


図 3-2-2 事業系一般廃棄物食品ロス量の推計結果

第3章 食品ロス削減に関するアンケート調査結果

令和4年度に、日田市消費者団体連絡協議会と共に、日田市内在住の消費者300人を対象に実施したアンケート調査結果のうち、食品ロス削減に関する事項を以下に示す。

1. 食品ロスの発生頻度

家庭において食品ロスが発生する頻度を図3-3-1に示す。

「週1、2回程」が最も多く、次いで「まったくない」が多くなっている。

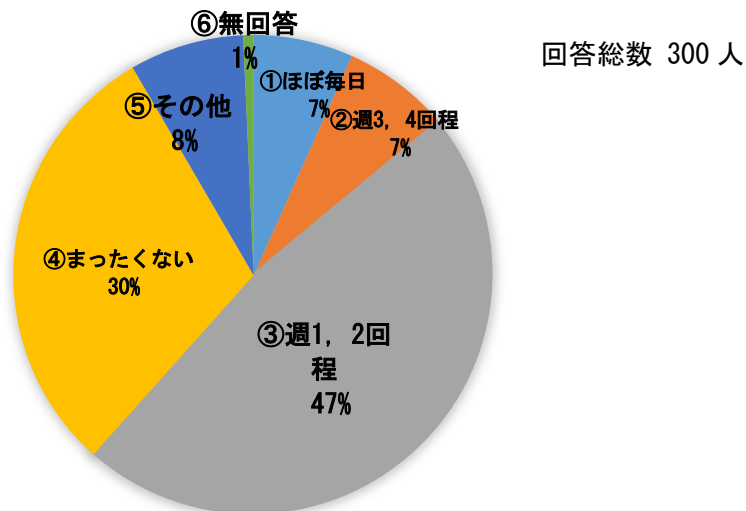


図3-3-1 食品ロスの発生頻度

2. 食ロス削減の取組

家庭において食ロス削減のために気を付けていることを図3-3-2に示す。

「食料を買いすぎない」が最も多く、次いで「食物を残さない」「賞味期限の近い商品から買う」の順となっている。

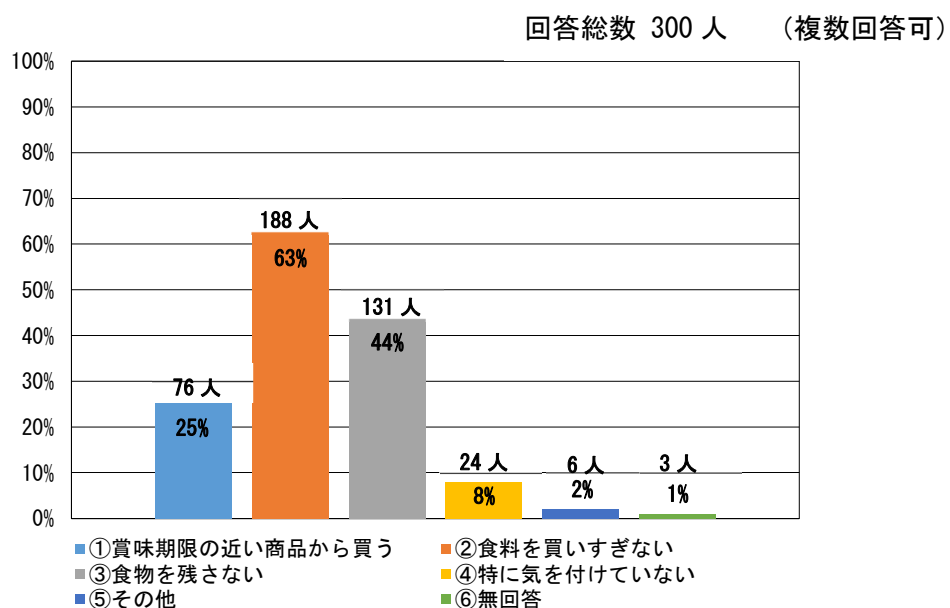


図3-3-2 食品ロス削減の取組

第4章 食品ロスの課題

1. 家庭系食品ロス

本市の家庭系食品ロス量は、生活系ごみ収集量の減少に伴い、年々減少傾向で推移している。

厨芥類の組成割合が小さくなっていることより、生ごみの分別収集を行っており、本市の生ごみの分別に対する意識が高くなっていることが分かる。

市民を対象にしたアンケート調査によると、家庭において週1、2回の頻度で食品ロスが発生していることが想定される。家庭系食品ロスが発生する要因としては、料理の作り過ぎによる食べ残しや、同じものを買ってしまうことなどにより消費・賞味期限切れ等の手付かず食品が生じていることなどが考えられる。

一方、各家庭において「食料を買いすぎない」「食物を残さない」「賞味期限の近い商品から買う」等といった食品ロス削減の取組が行われていることも確認されている。こういった取組をより推進するためにも、食品ロスの現状や削減による効果、市民が日常生活において食品ロスを減らすための行動等について市のホームページ等を通じて啓発を行う必要がある。

また、これまでバイオマス資源化センターで資源化されていた生ごみが、令和9年度以降は清掃センターにて焼却処理されることになることから、焼却処理量の減量化を図るためにも、生ごみに多く含まれる食品ロスの削減はより重要である。

2. 事業系一般廃棄物食品ロス

本市の事業系一般廃棄物食品ロス量は、家庭系食品ロス量と同様に、年々減少傾向で推移している。

一方で、家庭系食品ロスと同じく、これまでバイオマス資源化センターで資源化されていた生ごみが、令和9年度以降は清掃センターで焼却処理されるところになることから、焼却処理量を減量化するためにも、事業所と緊密に連携して、事業系一般廃棄物食品ロスの削減に取り組むことが必要である。

第5章 食品ロス削減推進計画

1. 基本理念

食品ロス削減を図るため、食品ロス削減推進計画では、ごみ処理基本計画の基本理念「リデュース・リユース・リサイクルの3Rを基軸として、ごみの発生抑制を最優先にした、環境負荷の少ない脱炭素・循環型社会の構築」のもと、以下のとおり基本理念を設定する。

基 本 理 念
食品ロスの発生抑制・減量化の推進
食品ロス削減に対する市民及び事業者の意識を高め、家庭及び事業所からの食品ロスの発生抑制と減量化を図る。

2. 食品ロス削減推進のための関連法令、計画

(1) 食品リサイクル法及び食品リサイクル法に基づく基本方針

「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」（以下「食品リサイクル法」という。）は、平成13（2001）年5月に制定され、食品廃棄物について発生抑制と減量化により最終的に処分される量を減少させるとともに、飼料や肥料などの原材料として再生利用するため、食品関連事業者（製造、流通、外食など）による食品循環資源の再生利用などを促進している。

食品リサイクル法に基づく基本方針は、食品循環資源の再生利用等を総合的かつ計画的に推進するため、概ね5年ごとに国が策定しているもので、令和6（2024）年2月に新たな基本方針が公布された。この基本方針における食品循環資源の再生利用等を実施すべき量に関する目標を以下に示す。

項 目	目 標	目標年度
事業系一般廃棄物食品ロス量	平成12（2000）年度の半減	令和12（2030）年度
食品廃棄物等の再生利用等の実施率	・食品製造業：95% ・食品卸売業：75% ・食品小売業：60% ・外食産業：50%	令和6（2024）年度
食品廃棄物等の焼却・埋立て実施率	・食品製造業：5% ・食品卸売業：25% ・食品小売業：40% ・外食産業：50%	令和6（2024）年度

(2) 食品ロス削減推進法及び食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針

食品ロス削減推進法は、食品ロスの削減に関し、国、地方公共団体等の責務等を明らかにするとともに、基本方針の策定、その他食品ロスの削減に関する施策の基本となる事項を定めること等により、食品ロスの削減を総合的に推進することを目的に、令和元（2019）年10月に施行された。当該法第13条において、市町村は、基本方針及び都道府県食品ロス削減推進計画を踏まえ、市町村食品ロス削減推進計画を定めるよう努めなければならないものとされている。

「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」は、食品ロス削減推進法第11条の規定に基づき、食品ロスの削減の推進の意義及び基本的な方向、推進の内容、その他食品ロスの削減の推進に関する重要事項を定めるもので、令和2（2020）年3月に閣議決定された。この方針の食品ロスの削減目標を以下に示す。

項 目	目 標	目標年度
家庭系食品ロス量	平成12（2000）年度の半減	令和12（2030）年度
事業系一般廃棄物食品ロス量		
食品ロス問題を認知して削減に取り組む消費者の割合	80%	

3. 国の関連計画

(1) 第五次循環型社会形成推進基本計画

第五次循環型社会形成推進基本計画は、循環型社会形成推進基本法第15条に基づき、循環型社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために定められるものである。

第五次循環型社会形成推進基本計画では、「資源循環のための事業者間連携によるライフサイクル全体での徹底的な資源循環に関する指標」のうち、「素材等別のライフサイクル全体における資源循環状況」を把握するために、入口側の循環利用率、出口側の循環利用率、最終処分量を指標として定めている。一方、計画のフォローアップに当たっては、今後数年で特に取組の進展が望まれる品目・取組内容や、循環経済工程表等で設定された品目・取組内容・目標についても併せて個別に進捗を把握することとし、「食品ロス量半減」がその例として挙げられている。

4. 大分県の関連計画

(1) 大分県食品ロス削減推進計画

大分県食品ロス削減推進計画では食品ロス削減推進法第13条の規定に基づく都道府県食品ロス削減推進計画として大分県食品ロス削減推進計画を令和3（2021）年3月に策定している。

大分県でも、国と同様に、家庭系食品ロス及び事業系食品ロスの両方を2000年度比で2030年度までに半減させることを目標としている。

5. 数値目標

食品ロス削減推進計画における数値目標は、国や本市の関連計画で掲げられた指標を踏まえ、以下のとおり定める。

(1) 食品ロス量

国及び県は、食品ロス量を平成 12（2000）年度に対し令和 12（2030）年度までに半減させる方針としている。

ア. 家庭系食品ロス量

令和 4（2022）年度の家庭系食品ロス量は 595t/年で、平成 12（2000）年度の 2,329t/年に対し半減以下となっており、国及び県の目標を達成しているため、新たに目標値を設定することとする。

本市は、平成 12（2000）年度から令和 4（2022）年度までの 22 年間で家庭系食品ロス量を 1,734t 減少しており、1 年当たりの削減率は約 3.4%となっている。

これを踏まえ、本市の家庭系食品ロス量は、計画目標年度（令和 16(2034)年度）までに、平成 12（2000）年度から令和 4（2022）年度までの排出量の削減率と同様、1 年当たり 3.4%削減することとし、計画目標年度（令和 16(2034)年度）の家庭系食品ロス量の目標値は、352t/年と設定する。

イ. 事業系一般廃棄物食品ロス量

令和 4（2022）年度の事業系一般廃棄物食品ロス量は 462t/年で、平成 12（2000）年度の 1,466t/年に対し半減以下となっており、国及び県の目標を達成しているため、家庭系食品ロス量と同様に、新たに目標値を設定することとする。

本市は、平成 12（2000）年度から令和 4（2022）年度までの 22 年間で事業系一般廃棄物食品ロス量を 1,004t 減少しており、1 年当たりの削減率は約 3.1%となっている。

これを踏まえ、本市の事業系一般廃棄物食品ロス量は、計画目標年度（令和 16(2034)年度）までに、平成 12（2000）年度から令和 4（2022）年度までの排出量の削減率と同様、1 年当たり 3.1%削減することとし、計画目標年度（令和 16(2034)年度）の事業系一般廃棄物食品ロス量の目標値は、290t/年と設定する。

項目	単位	平成 12（2000）年度	令和 4（2022）年度	令和 16（2034）年度
		実績値	実績値	目標値
家庭系食品ロス量	t/年	2,329	595	352
事業系一般廃棄物食品ロス量	t/年	1,466	462	290
食品ロス量合計	t/年	3,795	1,057	642

※国や県の方針に基づき、平成 12（2000）年度に対し令和 12（2030）年度までに半減させた場合の各食品ロス量
：家庭系食品ロス量：1,165t/年、事業系一般廃棄物食品ロス量：733t/年

6. 施策の方向性

本市では、食品ロス削減のために以下の施策を実施する。

基本方針 ① 食品ロスの発生抑制

市民や事業者が食品ロス削減の必要性を理解し、食品ロスの発生抑制と減量化に取り組むために必要な情報発信と普及啓発を行う。

【基本理念】

- ① 食品ロスの発生抑制・減量化の推進
- ② 食品ロス削減に対する市民及び事業者の意識を高め、家庭及び事業所からの食品ロスの発生抑制と減量化を図る。

基本方針 ①

食品ロスの発生抑制

取組 番号	施策内容
1	食品ロスに関する情報発信と普及啓発
2	未利用食品などの有効活用の推進
3	食品廃棄物の再生利用の推進

図 3-5-1 食品ロス削減推進計画の施策体系図

■取組番号 1：食品ロスに関する情報発信と普及啓発

【取組例】

〈家庭系食品ロスの削減〉

- ・ 30・10（さんまるいちまる）運動等の飲食店における食べ残し削減のための取組の普及啓発を推進する。
- ・ 10月の食品ロス削減月間を中心に、食品ロスの削減をテーマにしたイベントの開催や研修会等の開催を通して、消費者や事業者が食品ロスの削減について考える機会を創出する。
- ・ 食品の期限表示である「消費期限」と「賞味期限」の違いを普及啓発することにより、賞味期限直後の廃棄を減らすとともに、消費・賞味期限間近の食品の購入を促すキャンペーン等を小売店と連携して実施する。
- ・ 庁内関係部署と連携し、食育活動の中で、食べ物に対する敬意・感謝の気持ちを育成するとともに、「使い切り」、「食べきり」、「水切り」など食品ロスの発生を減らす食生活を推進する。
- ・ 食品ロス削減の優良事例について情報発信を行い、取組の拡大を図る。
- ・ 消費者に対し、家庭内食品の在庫管理をすすめる「冷蔵庫スッキリ大作戦」や使い切り運動の実施、食品ロスを防止する効果的な買い物の実践を呼びかけるなど、手付かず食品の削減を推進する。
- ・ 「買い物」「調理」「片付け」の一連の流れを通して食材の無駄なるべく出さない調理方法や食材を長持ちさせる保存方法の普及啓発など食材の有効活用につながるエコクッキングの取組を推進する。
- ・ 家族や自分自身の食事の適正量を考慮した調理を呼び掛けるなど、食べ残しの削減を推進する。
- ・ 災害に備え備蓄していた食材が食品ロスに繋がらないようにローリングストック法（備蓄した非常食を毎月1回以上食べて買い足す備蓄法）の活用を促進する。
- ・ 市のホームページ、広報を活用して食品ロスに関わる情報を発信する。

〈事業系食品ロスの削減〉

- ・少量パック、ばら売り、量り売りなどの充実等により、家庭において食材をおいしく食べきってもらうための取組を行う「九州食べきり応援店」への登録を促進する。
- ・事業者と連携し、消費者に対してすぐに食べる食品は期限が近いもの（消費・賞味期限間近の食品）から購入を促すキャンペーンの実施などにより、売れ残り商品の削減を推進する。
- ・宴会等での食べきりを促す 30・10 運動の実施や消費者が量を調節・選択できるメニュー（レディースメニューやシニア向けメニュー、ハーフサイズメニューなど）導入促進などにより外食時においしく食べきって、食べ残しを減らす取組に協力する「九州食べきり協力店」への登録の促進、衛生面に留意した利用客の自己責任での持ち帰り用容器の利用促進等により、飲食店における宴会・外食時の食べ残しの削減を推進する。

■取組番号 2：未利用食品などの有効活用の推進

【取組例】

- ・フードバンク活動やフードドライブ、こども食堂等の実施主体と連携し、事業者等から発生する余剰在庫や規格外品、納品・販売期限切れなどの食品、家庭で余っている食品を提供するなど、未利用食品等の有効活用を促進する。
- ・賞味期限切れ前の災害備蓄食料について、防災教育を目的とした小中学校への配布や防災訓練時での活用、フードバンク活動等への寄付など、有効活用を図る。

30・10運動「おいしく 残さず 食べよう!」

日田市 宴会での食品ロス削減にご協力をお願いします。

1 宴会予約の際
出席者に見合った量を注文しましょう!

懇親会 忘年会 新年会 など

出席者の性別や年齢、好みなどをお店に伝え、適量注文をお願いします。

2 乾杯前
乾杯前に呼びかけをお願いします!

(アナウンス例)
よご出席のみなさんにご案内します。日田市では食べ残しを削減する取り組みとして「30・10(さんまる-いちまる)運動」を推進しています。この運動は「乾杯後 30 分間は席を立たずにしっかり食べ、宴会半ばはお酌に回るなどみんなで楽しく飲んで最後まで、お開き前の 10 分間は席に残りのお料理を食べきりましょう」というものです。まずは乾杯後、ご自分の席でお酒を飲みながら、おいしいお料理をしっかりといただきますよう!

3 乾杯から 30 分程度経過後
お酌に回っている方への呼びかけをお願いします!

(アナウンス例)
みなさん、お料理はおいしくいただいていますか? お酌に回られている方は、まだまだ、おいしいお料理が出てまいりますので、再前ご自分の席に戻ってお料理をお召し上がりください。

4 お開き 10 分前
お開き前に最後の呼びかけをお願いします!

(アナウンス例)
お宴もたけなわではございますが、一度ご自分の席に戻っていただけますでしょうか。まだまだ、お料理が残っております。ぜひ、お召し上がりください。なお、持ち帰り用のパックも準備しておりますので、残ったお料理は詰めてお持ち帰りください。
また、今後、このような宴会に出席される際には、ぜひ「30・10(さんまる-いちまる)運動」を実施し、食品ロスの削減にみんなで取り組んで参りましょう!(料理の持ち帰りはお店によって対応が異なります。事前にご確認ください。)

※各店が備えない方や食事制限中の方は、無理のない範囲でのご協力ください。 日田市環境課 022-8208

図 3-5-2 本市での食品ロス発生抑制のための取り組み事例 (30・10 運動)

■取組番号 3：食品廃棄物の再生利用の推進

【取組例】

- ・食品事業者から廃棄される食品廃棄物について、再生利用業者や農林漁業者と連携し、食品リサイクルシステムの構築を推進する。
- ・学校給食用調理施設は、食品廃棄物を継続的に発生させていることから、食品ロス削減等の取組を実施するとともに、可能な限り調理くずや食べ残しなどの食品残さのリサイクルを推進する。
- ・やむをえず家庭から排出する食品廃棄物については、生ごみコンポストによる資源化を推進するため、生ごみ堆肥化容器の購入に対する補助金制度を構築する。

フードバンクひた

もったいないをありがとう♡

フードドライブにご協力ください！

フードドライブとは、家庭や企業で余っている食品等を持ちよりそれを必要としている方々に寄付する活動で「もったいない」を「ありがとう」に変える取り組みです。

※対応できるSDG+活動です！



FOOD BANK

寄付いただきたい食品等

お米・玄米・レトルトご飯・味噌などの乾麺
 味噌・缶詰・レトルト食品・インスタント食品
 調味料各種・食用油・飲料... 等
 日用品・トイレットペーパー・ティッシュ・食器用洗剤
 洗濯洗剤・ハンドソープ・生活用品... など

※開封で2ヶ月1月1日以上の賞味・消費期限があるもの

日時 2024年10月20日(日)
09:00 ~ 12:00

場所 日田市総合保健福祉センター
ウエルピア(上城内町1番8号)



×下記のものはお引き受けできません×



NG

- ・生鮮食品(お肉、お魚、野菜、果物など)
- ・アルコール
- ・開封済みのもの
- ・賞味、消費期限切れのもの
- ・生活雑貨(ハンガー、食器、毛布、布団、衣類など)



主催：日田市社会福祉協議会 共催：日田市 後援会：日田市社会福祉協議会(上城内町1番8号)
 TEL:0973-24-7026 FAX:0973-24-3452
 協力：日田市イオンズクラブ/日田市いいいライオンズクラブ/日田商工会議所青年部/日田ロータリークラブ/日田中央ロータリークラブ/
 日田青年会連合/日田シニアクラブ/日田/大佐清野園/株式会社メイト/日田市ボランティア連絡協議会

図 3-5-3 本市での食品ロス発生抑制のための取り組み事例（フードバンクひた）

7. 各主体の役割

食品ロスの削減に向けては、市民、事業者、市の三者がそれぞれの立場で食品ロス問題を認識し、削減に向けた行動に移す必要がある。

(1) 市民の役割

- ・ 食品ロス削減の重要性を理解し、自身が生活の中で排出している食品ロスについて把握し、日常的に食品ロス削減につながる取組を実践する。
- ・ 食品ロス削減に向けて事業者が実施している取組を理解し、食品ロス削減に積極的に取組む事業者を利用するなどして、事業者が食品ロス削減に取り組みやすい環境をつくる。
- ・ フードドライブ等の活用による未利用食品の有効活用、生ごみコンポストの利用による資源化などの市が推進している取組に協力する。

(2) 事業者の役割

〈事業者全体〉

- ・ 食品ロス削減の必要性について理解を深め、社員等への啓発を行う。
- ・ 自らの事業活動に関して発生させている食品ロスについて適切に把握し、その削減につながる取組を実践・公表する。
- ・ 市や団体が実施する施策・啓発事業等へ積極的に協力する。
- ・ 未利用食品を有効活用するフードバンク活動を理解し、フードバンク活動について支援を実践する。

〈卸売業・小売業〉

- ・ 取引先との協力により、需要予測の精度の向上に努めるとともに季節商品の予約販売の導入による売り切りの推進、小分け販売や小容量販売などにより消費者が購入量を調節・選択可能な方法を導入に取り組む。
- ・ 配送時の破損等による廃棄を減らすための取組を推進する。
- ・ 未利用食品のフードバンク活動やこども食堂への提供を推進する。

〈外食業〉

- ・ 需要予測精度の向上や調理ロスの削減など、自らが積極的に食品ロス削減に取り組む。
- ・ 宴会等の利用客に対する食べきりの呼びかけ（30・10 運動の推進）や食事量の調節・選択が可能なメニューを提供するなど、利用客に対して食べ残しの削減を働きかける。

(3) 市の役割

- ・ 本市における食品ロスの発生量や発生要因等を把握する。
- ・ 本計画に基づき、食品ロス削減に係る普及啓発等の施策を推進する。
- ・ 市民団体や事業者と協力し、食品ロス削減に努める。